表彰と町民憲章と―

足寄

文化の日の十一月三日に足寄町では公民館において町条例にもとずく表彰式と町民憲章の発表会をおこないました。

これには被表彰者、来賓関係者など六十余名が出席して、午前十時すぎに富田助役の司会によって開会、君が代斉唱があってはじめに岡敬子さん（役場庶務係）から町民憲章の発表（写真）があり、小林町長が式辞を述べて

町民憲章の発表

▲吉川勇氏（身体の障害を克服して自力更生、地域文化と民生安定に貢献）

▲加藤伊三郎氏（スポーツの振興、交通安全の指導地方自治の振興に貢献）

▲青木森蔵氏（六十年間にわたり森林愛護、家畜衛生活動などで貢献）

の三氏に表彰状と記念品をおくり

▲我妻茂治氏（勲五等双光旭日章）

▲高橋隆男氏（勲六等瑞宝章）

の二氏に叙勲の伝達があり

▲鶴岡俊昭氏ほか三十六名に対して町民憲章制定委員として感謝状と記念品をおくりました。

このあと大滝議長と新津教育委員長から祝辞が述べられ、祝電の披露があり、受彰者を代表して加藤伊三郎氏から謝辞があり、全員で町民憲章の唱和、町民歌の合唱があって午前十一時に閉式して祝賀会にうつりました。

表彰あれこれ

来年が心配？淋しい式典風景

〇…公民館大ホールも寒々とした感じの表彰式場で、叙勲伝達や町民憲章制定委員への感謝状贈呈もあったのでことしはなんとか格好はついたものの、来年からは数名の功労者表彰だけとなればいかにも淋しい表彰式になりそうです。

〇…というのは、どこの町村でも被表彰者のなかで多いのは

△議会議員　十二年以上
△教育委員　同
△農業委員　同
△監査委員　同
△町三役　同
△民生委員　十五年以上
△統計調査員　同
△人権擁護委員　同
△行政相談委員　同
△司法保護司　同
△自治会長　二十年以上
△納税貯蓄組合長　同
△衛生委員　同
△生産組合長　同
△森林組合長　同
△その他の団体長　同
△町職員　同

などの永年勤続者で、足寄町でも三年前まではその世間なみの方式をとっていたものです。

〇…ところが議会の一部から『功績があろうがなかろうが肩書を離さないでれおばトコロテン式に表彰をうけるマンネリ化したやり方はいけない、役場に二十年勤めれば表彰というなら農業でも商業でも工場でも同じことではないか』といった議論が出て、勤続表彰の方は各団体、各機関毎に自由におやりなさいということになり、文化の日の町長表彰は

一、町勢の振興発展に貢献
二、社会福祉に尽力
三、保健衛生の向上
四、産業の開発振興
五、運輸通信交通の発展
六、公共、公益事業の推進
七、貯蓄、納税の推進
八、教育文化科学の振興
九、災害の防止
十、他の模範となる善行者
十一、多額の私財を寄付
十二、その他本町の産業、経済、社会、文化等の発展に貢献したもの

となっているので、いわゆる動続表彰よりもさらに上位にランクされるべき人々がそうそう毎年現れるかどうかで、むしろ先ゆきは〃品切れ〃の心配さえもたれています。

文化賞やスポーツ賞に熱意を

〇…したがって毎年このような行事を町の施策として必要であるとするならば、やはり常識的には勤続表彰もこれに加えるのでなければ行事とし[illegible]好のつかないものになるおそれがあるし、公職者なり団体の長の〃勤務評定〃をだれがするかということに難しさがあるので勤務年数を一応の評価としなければならないし、役場に勤務する職員は一面はサラリーマンではあるが私企業である会社や商店や農業とは違って町民に奉仕する立場にあり町民を指導する立場にもあるのに、永年勤続の町職員を表彰しないのは足寄町だけかもしれないことです。

〇…そこえもってきてどうかと思われるのは、被表彰者の決定にさいして議会では毎年のように一部の〃言いたい放題〃型議員から難癖がつけられることで、それでも結果は原案どおりに議決されているものの、せっかく表彰しようとする人を議案として審識するのは失礼にあたるところから、他町村では議決事項にはしていません。

〇…こういう点に理事者の毅然とした執行姿勢が必要で、一部の発言力の強い議員の言動に引きずりまわされている嫌いがあって、数年をへずしてまたまた表彰条例の手直しに迫られている形ですが、もともと文化の日を中心にした行事であるからには教育委員会が主体性をもつべきで、文化賞や学術芸能賞やスポーツ賞やそれらの奨励賞の発掘に熱意を示すべきで、町の表彰はむしろ開基記念日にでも実施すべきだとの声もあります。

名誉町民はどうか

〇…すでに七年前に制定した足寄町名誉町[illegible]例は依然として該当者なしの状態をつづけていますが、その資格要件としては

一、本町に三十年以上住所を有したことのあるもので本町の行政、産業および経済などの発展もしくは学術、技芸および教育文化の興隆その他町民の福祉の増進に貢献しその功績が卓絶であり深く町民から尊敬されている者

二、本町に引き続き十年以上住所を有したことのあるもので広く社会の発展もしくは文化の興隆その他公共の福祉の増進に貢献し、その功績が顕著でありかつ町民が郷土の誇りとして深く尊敬する者

となっていてなかなかに難しい条件にあって、文字どおり一〇〇％それを満す人物がこんご何年たてば現れるのかということで、おそらくノーベル賞受賞者でも現れないかぎり不可能なことになりそうです。

〇…いずれにしても一万四千人の住民を対象にした条例であり、一〇〇％、完全無欠、甲種合格の人物はあり得ないのだから、足寄なりの考え方で選考して該当者がいないとはいえず、ないものねだりの高望みで年月をすごしている感じをあたえています。

庭石は道東随一の当会社へご用命下さい
有限会社　大浦造園
庭石販売店
造園　土木　造林　造材　請負
足寄町芽登　T 五二
足寄有放　T 二四六六

大自然のなかの人工美
―いで湯のふるさと―
観光と保養の
♨ 芽登温泉
足寄町芽登　T 二八五五

霊きゅう車　葬儀仏具一式　花輪　生花
（に）自動車
新津はなや
足寄町西三区　T 二六二六